偽造カード対策についてのお知らせ

日頃から当金庫をご愛顧いただきまして、まことにありがとうございます。 さて、当金庫ではカードの盗難、偽造等による不正引出しの犯罪から、お客さまの大切なご預金をお守りするため、平成17年9月25日(日)より1日あたりの「カード支払限度額」を50万円とさせていただいております。

今回、更なる対策として、<u>第三者に推測されやすい暗証番号への対応</u>も行うこととなりましたのでお知らせします。

今後とも、引き続き当金庫をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

記

第三者に推測されやすい暗証番号への対応

推測されやすい暗証番号(以下「特定暗証番号」といいます)を登録されているお客さま、あるいは特定暗証番号に変更されようとするお客さまにつきましては、ATM画面に次の表示が出力されますので、特定暗証番号以外の登録をお願いいたします。

1.登録されているお客さまがお取引を行った場合

登録されています暗証番号は、他人に推測されやすい可能性があります。ATMから暗証番号を変更されることをお奨めします。

上記文言が画面に表示されますので、ATMからすみやかに特定 暗証番号以外の番号に変更されるようお奨めします。

2.特定暗証番号に変更されようとするお客さまの場合 お取引明細票に

お取引明細票を取って、窓口までお越しください。 という文言が出力され、変更できませんのでご了承ください。

特定暗証番号とは、

生年月日の組合せ・電話番号の組合せ・携帯電話番号の組合せ・連続番号・同一番号を指します。

以上

詳しくは、お気軽に窓口までお問合せください。

